不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容		低炭素建築物新築等計画認定の取消し			
根拠法令等及び条項		都市の低炭素化の促進に関する法律第58条			
	根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第58条			
	参考事項	栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更

【基準】

都市の低炭素化の促進に関する法律 第58条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第5 4条第1項の認定を取り消すことができる。 処 分 基 準